

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年8月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 3番 高橋 誠一 4番 峠田 一徳
6番 渡部 基司 7番 本間 仁一 8番 安達 芳紀
9番 佐藤 一志 10番 小野 博 11番 渡沢 寿
12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり
2番 黒澤 ちよ子 5番 浅野 厚司
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二
同 上 事務局長補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議第34号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第35号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第7 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議第37号 非農地証明願に対する可否について

嶋貫農地係長 　ただ今提案されました、報第11号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページをご覧ください。

　1番につきましては、賃貸人 ■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計2,878㎡を賃貸人の都合により、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、報第11号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に、日程第5 議第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 　ただ今上程されました、議第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今提案されました、議第34号について、ご説明申し上げます。議案書は2ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

　1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計346㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。以上です。

議長（高橋会長） 　ここで、議第34号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

　3番本間仁一委員より、報告をお願いします。

3番 　昨日第3条の現地調査を行いました。

（本間仁一委員） 　当該農地は全てが耕作され、周辺農地へ影響がないことを確認いたしました。

議長（高橋会長） 　これより、本案件について、審議に入ります。
質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第6 議第35号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第35号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が1件ありましたので提案するものであります。
農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました議第35号について、ご説明いたします。
議案書は3ページをご覧ください。
1番につきましては、平成9年12月19日に5条で転用許可になりました件の事業計画の変更になります。
当初計画者は、▲▲駅前で酒店を経営しておりますが、経営の多角化のために、アパートを建築するための転用許可を受けましたが、事業を断念したため、継承者が所有権移転を受けて、宅地分譲するため、当初事業計画の変更の申請があったものです。なお、継承者の宅地分譲につきましては、のちの農地法第5条の中でご審議いただきます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第35号の現地調査について、8番安達芳紀委員より、報告をお願いします。

8番
（安達芳紀委員） 8月19日に、私と佐藤一志委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、事業計画変更1件の現地調査を行ってまいりました。
この案件につきましては、申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより、本案件について、審議に入ります。
質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案は、変更申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、使用貸借権設定2件、合計4件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今提案されました、議第36号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページをご覧ください。
1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 田現況畑 1, 024㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 田990㎡を所有権移転し、資材置場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可ができない農地ですが、例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

嶋貫農地係長

3番につきましては、■■■■外1名が、■■■■と、▲▲字▲▲畑 425㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、■■■■が、■■■■と、▲▲字▲▲ 外2筆 畑 合計376㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可ができない農地ですが、例外規定の集落に接続する住宅に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第36号 1番から4番までの全4件に係る現地調査について、9番佐藤一志委員より、報告をお願いします。

9番
（佐藤一志委員）

8月19日に、私と安達芳紀委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、5条4件の現地調査を行いました。

全ての案件につきましては、申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第8 議第37号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 　　ただ今上程されました、議第37号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

　　本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。

　　事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　　ただいま提案されました、議第37号について、ご説明します。議案書5ページをご覧ください。

　　1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲外1筆 登記地目:田が138㎡ 畑が132㎡ 合計270㎡が、昭和49年に住宅を増築して、現在に至っているものです。

　　耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。以上です。

議長（高橋会長） 　　ここで、議題37号の現地調査について、8番安達芳紀委員より、報告をお願いします。

8番（安達芳紀委員） 　　8月19日に、私と佐藤一志委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、非農地1件の現地調査を行ってまいりました。

　　この案件につきましては、申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） 　　これより、本案件について、審議に入ります。質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

　　お諮りいたします。ただ今の案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　　妥当と認める委員が、全員と認めます。

　　よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和3年8月18日付け南農委告示第8号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会：ときに午後1時46分）